高密度強震観測施設(11)保守点検業務　仕様書

１．適用

本仕様書は、独立行政法人建築研究所が発注する「高密度強震観測施設(11)保守点検業務」に適用する。

２．目的

別表１に示す６ヶ所の観測地点で稼働中の高密度強震計観測施設について、保守点検と必要な処置を行い、地震発生時の確実な作動確保を目的とする。

３．履行場所

別表１の６ヶ所の観測地点。

４．一般事項

１）受注者の負担の範囲

・ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
・ 業務に必要な消耗部品、材料、油脂等で業務中に消費されるものは、受注者の負担とする。
・ 廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
・ 業務に必要な電力は、設置場所の機器用コンセントから得ること。
・ 安全管理に必要となる仮囲い、バリケード、照明等は受注者が負担すること。

２）業務報告書の書式

・ 報告書の書式及び内容は、下記の項目を基に担当者と協議し作成すること。

①実施日
②保守点検項目
③保守点検内容
④保守点検方法
⑤業務結果
⑥業務前・中・後写真
⑦交換部品リスト
⑧別途に必要となる修理項目一覧（必要な場合のみ）
⑨点検時点で収録されていた観測記録

３）関連法規の遵守

・ 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

５．業務関係図書

１）業務計画書

・ 実施体制、全体工程表等を総合的にまとめた業務計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

２）作業計画

・　受注者は、業務計画書に基づき、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、担当技術者名、安全管理計画等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

３）貸与資料

・　本業務の対象機器に備え付けの図面、取扱説明書等は使用する事が出来る。なお、作業終了後は、原状回復を図ること。

４）業務の記録

・　受注者は、担当者と協議した結果について記録を整備すること。

６．業務現場管理

１）業務管理

・　品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

２）業務責任者

・　受注者は、業務責任者を定め担当者に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
・　業務責任者は、本業務を履行するための経験、知識と技能を有するものとする。
・　業務責任者と担当技術者は兼務出来るものとする。

３）業務条件

・　業務を行う日は、担当者の指示による。
・　業務実施可能時間は、平日の９：００～１７：００とし、履行場所の執務時間を超えないものとする。
・　業務時間を変更する場合は、担当者の承諾を受けること。

４）火気の取扱い等

・　火気を使用する場合は、あらかじめ担当者の承諾を得るものとし、その取扱に際しては十分に注意すること。
・　業務関係者の喫煙は、あらかじめ指定された場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。

５）危険物の取扱い

・　業務で使用する薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令によること。

６）出入り禁止箇所

・　業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

７）養生

・　作業場所周辺等汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。

８）後片付け

・　業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行う。

９）業務履行場所の規則の遵守

・業務の遂行に当たっては、強震計の設置対象建物の管理者が定める規則を順守し、現場管理に当たるものとする。

７．業務の実施

１）服装等

・ 業務関係者は、名札、または腕章をつけて業務を行うこと。

２）担当者の立会い

・ 作業等に際して担当者の立会いを求める場合あらかじめ申し出ること。

３）建物管理者への連絡

・ 建物管理者への総括的な連絡は担当者が行うが、実施日時については受注者が直接連絡を行うものとする。

８．業務に伴う廃棄物の処理等

１）廃棄物の報告

・ 業務において発生する廃棄物は、種類・数量等を担当者へ報告すること。なお、報告様式は任意とするが、交換した部品、油等の資機材は廃棄前に交換数量がわかるよう写真を撮り、添付すること。

２）産業廃棄物の処理

・ 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。

９．建物内施設等の利用

１）共用施設の利用

・ 駐車場の利用については、受注者が直接当該学校及び官署の許可を得てから利用するものとする。

１０．作業用仮設物及び持ち込み資機材等

１）作業用足場等

・ 労働安全法及びその他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとすること。

２）持込資機材の残置

・ 業務が複数日にわたる場合、担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

１１．業務内容

１）強震計

１－１）設置場所

・ 別表１の６ヶ所の観測地点。

１－２）機器概要

・ 本装置は地震観測を行う装置である。

製品名　　　　　高分解能デジタルレコーダー(強震計)
製造所（型式）　(株)東京測振　SAMTAC-700 型
能　力　　　　　各チャンネルの波形データ／装置の ID 番号／最新の修正時刻／地震起動時刻他を記録

製品名　　　　　ネットワークセンサー(強震計)
製造所（型式）　((株)東京測振　CV-374 型
能　力　　　　　各チャンネルの波形データ／装置の ID 番号／最新の修正時刻／地震起動時刻他を記録

１－３）機器写真

SAMTAC-700 型

CV-374 型

１－４）機材の品質

・ 業務に使用する交換部品等は、当該試験装置等の仕様に合う部品とし、新品とすること。
・ 交換部品に初期不良が見つかった場合は、受注者の負担により直ちに交換すること。

１－５）業務の範囲

（１）業務内容に記載された以外であっても、異常を発見した場合は担当者へ報告すること。

（２）点検時に行う一般保守の範囲

①汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
②取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
③ボルト、ネジ等で緩みがある場合の増し締め
④潤滑油、グリス、雑油等の注油
　（保守点検時に消費され、基本的実体となって再現されないもの）
⑤塗装（タッチアップペイント等）
⑥その他上記①～⑤に類する軽微な作業

（３）加速度計

①作動確認

②感度調整（定格の５％以内）

（４）ＩＣカード収録装置

①ＡＤ変換器の動作確認

②収録記録の回収と初期化

③起動レベル・起動モードの調整

④表示・操作パネルの動作確認

⑤内部時計の動作確認と時刻較正動作確認

（５）交換部品等

①無停電化電源電池（SAMTAC-700 用）

出力電圧１００Ｖ±５％　４個

（６）その他

①ソフトウェアのアップデート

CV-374 用　　12 台

②強震計の再固定

国立国会図書館に設置の CV-3746 台

③観測小屋内外の清掃

SAMTAC-700 設置個所　　　　4 か所

１２．履行期限

・ 契約日の翌日から平成２４年３月２日まで。

１３．提出書類

・ ４．２）で作成した業務報告書
・ 点検時に収録した観測記録（データ）
・ 打ち合わせ書、その他担当者が指示したもの
・ 上記書類の書式はＡ４版縦横書きとし、ファイルに綴じ１部を提出するとともに、上記電子データを保存した電子媒体１部（電子媒体の種類は担当者の指示による）
・ その他担当者が指示したもの（書式、形態、部数は担当者の指示による）

１４．業務の検査

・ 業務完了後、当所検査担当者による検査に合格しなければならない。
・ 検査に必要な資機材、契約図書、業務関係図書等は受注者で用意すること。

１５．疑義

・ 本業務に疑義が生じた場合は担当者と協議すること。

担当者　　国際地震工学センター

別表１　保守点検地点
下表に示す６箇所の観測地点とする。

#	観測地点	住所	機種
1	仙台市立宮城野小学校敷地内	仙台市宮城野区東宮城野 2-1	SAMTAC-700
2	塩竈市立玉川中学校敷地内	塩竈市権現堂 19-1	SAMTAC-700
3	仙台市立折立小学校敷地内	仙台市青葉区折立 4-2-1	SAMTAC-700
4	仙台市立鶴巻小学校敷地内	仙台市宮城野区鶴巻 1-15-1	SAMTAC-700
5	さいたま新都心合同庁舎 2 号館及び厚生棟	さいたま市中央区新都心 2-1	CV-374（6 台）
6	国立国会図書館新館及び本館	東京都千代田区永田町 1-10	CV-374（6 台）

※機種は、(株)東京測振製 SAMTAC-700 型及び(株)東京測振製 CV-374 型である。